

釧路定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏における人口定住に必要な生活機能の確保による圏域の形成にあたり、圏域の将来像及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組内容等について関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、釧路定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、釧路定住自立圏共生ビジョンに関する審議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は構成員14人以内をもって組織する。

2 構成員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、市長が参加依頼する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長を各1名置く。

2 座長、副座長は構成員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇談会の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が開催する。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理するため、事務局を釧路市総合政策部都市経営課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、座長が市長と協議の上、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。